

国土ニュース

第 267 号 令和 7 年 1 月 6 日

発行：株式会社国土工営（認定経営革新等支援機関）

〒162-0824 東京都新宿区揚場町 2-26 SKビル 4 階

TEL：03-5227-3601 FAX：03-5227-3604

<https://www.kokudokoue1.co.jp>

編集責任者：上甲 寛

役員就任要件の緩和

令和 6 年 12 月 27 日、令和 7 年度税制改正大綱が閣議決定されました。資産課税の中で注目点は、特例事業承継税制における役員就任要件の緩和です。従来の後継者要件は下記でした。

後継者（経営承継受贈者）

- ①後継者が贈与の日において18歳以上であること
- ②後継者が贈与の時に、会社の代表権を有していること
- ③贈与の時以後において、後継者及び後継者の特別関係者と合わせて非上場株式等の議決権数の合計が、会社の総株主等議決権数の100分の50を超えており、かつ、後継者が同族関係者間のうち筆頭株主であること
- ④後継者が贈与の日まで**引き続き3年以上にわたり、会社の役員等**（取締役、監査役、会計参与等。以下同じ）であること

今回の大綱では、後継者における下記要件が変更されました（以下原文）。

(4) 非上場株式等に係る贈与税の納税猶予の特例制度における役員就任要件について、贈与の直前において（**現行：贈与の日まで引き続き3年以上**）特例認定贈与承継会社の役員等であることとする。

（注）上記（4）の改正は、令和 7 年 1 月 1 日以後に贈与により取得する財産に係る贈与税について適用する。

特例事業承継税制の適用を受けるには、特例承継計画を都道府県へ提出し、確認を受けることが必須でした。この計画の提出期限は当初、令和 5 年 3 月末まででしたが、新型コロナウイルス感染症の影響もあって 1 年延長（令和 6 年 3 月末まで）し、その後更に 2 年の延長（令和 8 年 3 月末まで）となりました。

但し、特例事業承継税制の適用期間（令和 9 年 12 月末までの相続・贈与に適用）については一貫して延長がなかったため、令和 7 年 1 月 1 日から贈与税の納税猶予制度を適用する場合、1 つ重大な問題が生じる可能性があります。

特例承継計画の提出時点で後継者が役員に就任していても、内容等に瑕疵がなければ制度上、都道府県の確認がおります。仮に令和 8 年の 3 月末に計画を提出したとしても同様です。

しかし、当該確認を取得した時点で後継者の役員登記がされていない場合、贈与税の納税猶予を受けるため 3 年以上役員要件を満たそうとすると、期限である令和 9 年 12 月末を優に超えてしまうため間に合いません。

そのため、従来のルールでは、令和 6 年 12 月までに後継者が役員に就任しないと物理的に、特例を使った贈与

税の納税猶予制度の適用が不可能になるという事態になっていました（相続税の納税猶予制度には役員 3 年の就任要件はないため適用可）。それが左記の相続と同様、贈与時点で役員になってさえいれば、3 年の経過を待たず特例の適用が可能になるということです。

元々 2 度目の特例承継計画の提出期限延長については、それほど深い理由があったとも思えず（経済産業省が 3 年延長を希望したのに対し、財務省が 1 年の延長と主張し譲らなかったため、間を取って 2 年になったとの説があります）、政策主導で生じた矛盾（特例承継計画の確認を取得しても、贈与税の特例が受けられないという）が生じたため、今回の大綱の措置になったのだと思われます。

今回の緩和措置により、未だ後継者が役員になっていない企業にとっても、特例が適用出来るチャンスが増えたことポジティブに捉えられる一方、特例事業承継税制自体の延長については今後無くなったとも考えられるため、十分留意する必要があります。

何故なら、特例事業承継税制の適用期間を現行の令和 9 年 12 月末から令和 10 年以降に延長すれば、今回の役員就任 3 年要件の緩和をする必要がないからです（特例承継計画の提出については 2 度の延長があったものの、本申請の期間については今まで一貫して延長がありませんでした）。

今回、制度は一部緩和されることとなりますが、特例事業承継税制の適用を検討されている会社にとって、早め早めの対応が大切であることは変わりません。

事業承継に出遅れている経営者が検討するのは勿論、上記の顧問先を持つ税理士は経営者に対し、今一度の周知徹底をお願いします。

子どもたちのヒーロー

毎年 12 月 25 日は、「クリスマス」ですね。クリスマス（Christmas）は、言わずと知れた 12 月 25 日に祝われるキリスト教の祝祭で、イエス・キリストの誕生を記念する日です。「クリスマス」という言葉は、「キリスト（Christ）」と「ミサ（Mass）」を組み合わせたもの由来しています。

その前夜祭である「イブ」には、多くのキリスト教会でミサ（礼拝）が行われます。特に「深夜ミサ」は、イエスの誕生を祝うために重要な行事とされています。

しかし、日本では昨今、色々な意味で注目されている「ハロウィン」と同様、本来の宗教色は薄れ、一般的に、家族や恋人等がディナーやプレゼント交換を楽しむための「有名なイベント」の一つとなっています。

映画やドラマ、CM 等では、クリスマスイブの夜には雪が舞うシチュエーションがつきものです。実際雪が舞うとロマンティックなので、イブの夜に雪が降るかどうかさりげなく天気予報で期待したりもしますが、実は、東京の 12 月 24 日は 1 年で最も晴れる日です。晴天率は実に 93.3% で、曇りが 3.3%、雨は 3.3%、雪は意外にも 0.0% と、東京でイブに雪が降ることは確率的にありません（1 年で晴天率が 90% を超えるのは 1 月 3 日の 90% と 12 月 24 日のみ）。

そんなイブですが、子どもにとって一番の楽しみは、

サンタクロースから貰えるプレゼントですね。靴下や長靴を用意して、サンタクロースにお手紙を書く光景は微笑ましいですが、同時に大人になって必ず起きる問題が、サンタクロースが存在するのか否かという論争です。

結論から言いますと、サンタクロースは存在します。何故なら北欧デンマーク領のグリーンランドに「グリーンランド国際サンタクロース協会（1957年設立）」という協会があり、同協会で公認のサンタクロースが居るからです。しかも、現在同協会で公認しているサンタクロースは世界に約120人も居ます（そのうち日本人で唯一公認サンタクロースになっているのは、マンボミュージシャンのパラダイス山元で、1998年に史上最年少の35歳で公認サンタクロースとなる）。

さて、皆さんの中でも将来サンタクロースになりたいと思っていられしやる人が居るのかもしれませんが。そこで参考までに公認サンタクロースになるための要件を記します。

公認サンタクロースになるには先ず、受験資格を満たす必要があります。要件は下記です。

- ・結婚している
- ・離婚歴がない
- ・子供がいる
- ・体重120kg（衣装や装備を含めて）※
- ・サンタクロースとしての活動経験

※女性も受験が可で、体重の制限もない。また、要件が一部緩和されることもある

上記を満たしてから試験となりますが、「体重」と「サンタクロースとしての活動経験」はほとんどの方が満たせずハードルが高いと感じますが、試験も負けず劣らず厳しいです。試験は2次まであり、1次試験は体力テストです。

- ・プレゼント入りの袋を担いで50メートル全力疾走
 - ・高さ2.8メートル、幅1.2メートル角の煙突にハシゴで登り切った後、煙突に飛び込み暖炉から出る
 - ・暖炉に置いてある牛乳を飲み干し、さらにクッキーを6枚食べ、また煙突を登りハシゴで降りてスタート地点まで戻る。
- これらを2分以内に終えなければなりません。

体力テストに無事合格したら、2次試験は面接です。面接はデンマーク語か英語で行われるため語学力が必須となります（面接官は長老サンタクロース）。面接も厳しく、古参サンタクロースのお眼鏡にかなわないと合格できません。

ここまでの試験に合格できたら、毎年1度実施している世界サンタクロース会議で宣誓文を読む（古参のサンタクロースが納得するまでやり直しの場合もあり）ことで、晴れて公認サンタクロースと認められます。

厳しいのは試験だけではありません。実は、試験を受ける前から乗り越えるべき訓練があります。それは、家を出てから試験会場までずっとサンタクロースの衣装でいなければならないことです。つまり、飛行機や電車、バスなどに乗る場合や出入国審査までも、ずっとサンタクロースの衣装のままいなければならないのです。しかも、禁酒・禁煙も義務付けられています。



サンタクロースとは途中で変装してなるものではなく、最初から最後までサンタクロースであるということなのでしょう。これだけ厳しいにも関わらず、公認のサンタクロースには報酬はありません。報酬がないどころか、交通費や宿泊費も自腹と、本当の太っ腹でないで務まりません。

しかも、本当に大変なのはこれからです。ユニセフの統計によると、世界には約21億人の子どもがいます。それを（僅か）120人の公認サンタクロースで24時間以内にプレゼントを配らなければなりません。

1人あたりの分担はざっと1千7百50万人になります。これを24時間以内に配布するとすると、1日は86,400秒なので1秒間に約202人に配布しなければなりません。

相当に困難なミッションですが、世界中で子ども達が楽しみに待っています。子ども達の夢を守るため、これからも公認サンタクロースには頑張ってもらいたいです。

トリニテシステム業務提携先（令和7年1月現在）

- 東京税理士協同組合
- 東京地方税理士協同組合
- 千葉県税理士協同組合
- 埼玉県税理士協同組合
- 名古屋税理士協同組合
- 東海税理士協同組合
- 京都税理士協同組合
- 滋賀県税理士協同組合
- 大阪・奈良税理士協同組合
- 神戸税理士協同組合
- 阪神三税協（伊丹・尼崎・西宮）



国土工営では

- ①土地資産家のお客様の相続対策・納税対策
- ②保有資産の収益力向上・資産の組換えなど資産強化策
- ③自社株評価補助・事業承継税制の活用等法人対策
- ④中小企業のM&A、事業再生

などを手がけております。各分野の専門家が調査・実務を担当いたしますので、お気軽にご相談ください。

本社：03-5227-3601
〒162-0824 東京都新宿区揚場町2-26 SKビル4階
横浜支店：045-651-2841
名古屋支店：052-588-2322
関西支店：075-212-2801
大阪事務所：06-6676-7330